

「子ども手当」の申請は

お済みですか？

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 02999（55）0111

平成23年10月1日から「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」により、新しい子ども手当の申請を受付中です。平成24年3月31日までに申請すれば、平成23年10月からの手当が支給される制度になっています。まだ、申請がお済みでない方は、お問い合わせをいただくかお手元に申請書が残っている場合は申請をしてください。申請期限は平成24年3月31日までです。ただし、公務員の方は所属官庁の総務部署に申請となります。

食品放射性物質測定システムを導入しました

市では、福島第一原発の事故を受け、農畜水産物の安心・安全の確認と不安を感じる市民の皆様にも安心して生活していただけるよう「食品放射性物質測定システム」を導入しました。

今回導入したシステムは、シンチレーション検出器を用いたもので、放射性ヨウ素、セシウム134、セシウム137を測定することが出来ます。

3月1日から検査申込を開始しますのでご希望の方は下記の方法でお申し込みください。



■検査対象

- ・市内で生産された農畜水産物
- ・市内の土、井戸水

※販売、流通しているものは検査対象外

■申込方法

農林水産課に直接又は電話にてお申し込みください。（後日、検査日時を連絡いたします。なお、検査日程は火・水・木曜日の午前9時から午後4時30分の間となります）

※申込時又は検査時に検査委託申込書を提出いただきます

■検査料金 無料

■検査方法

検査に必要な検体（試料）を1kg以上（水など液体は1000cc）を採取場所、採取日時を記載し、指定日に検査場までお持ちください。

■検査場所

環境美化センターリサイクルプラザ
2階（行方市麻生 3268-14）

問い合わせ 農林水産課（北浦庁舎）
電話 0291-35-2111

平成24年4月1日からの手当制度については、詳細が決定次第、市報に掲載します。

震災により被災された方へ

医療機関等の窓口負担免除延長のお知らせ

国保年金課（玉造庁舎）

☎ 02999（55）0111



平成24年3月1日以降も、東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は平成24年9月30日まで引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

○震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

○その他の医療保険にご加入の方はご加入の保険者より、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせください。

【窓口負担が免除される方】

- （1）災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- （2）次のいずれかに該当する方
- ① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明

である方

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

既に免除証明書が交付されている方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されていますが「平成24年9月30日まで」引き続き使用することが出来ます。

◎入院時食療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

住民基本台帳の閲覧状況について公表します

平成 18 年 11 月 1 日の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳閲覧状況の公表が義務付けられました。同法の規定に基づき平成 23 年 3 月から平成 24 年 2 月までの閲覧状況を公表します。

閲覧者	閲覧事由	閲覧日	閲覧対象
国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	国土交通省起業霞ヶ浦浚渫事業に伴う借地事務	6月23日	全域 141人
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所	飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	8月23日	四鹿 15人
内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室	親と子の生活意識に関する調査	10月4日	麻生 18人
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官	平成23年度食育に関する意識調査	11月11日	芹沢 16人
厚生労働省健康局	肝炎ウイルス検査受検状況実態調査	11月24日	繁昌 210人
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官	平成23年度自殺対策に関する意識調査	12月13日	富田 16人
日本たばこ産業株式会社	全国たばこ喫煙者率調査	12月20日	芹沢 20人
日本放送協会	テレビ放送に関するアンケート	12月26日	手賀 24人

問い合わせ先：玉造庁舎 総合窓口課（市民グループ）電話 0299-55-0111

外国人住民に関する制度が変わります

住民基本台帳法と出入国管理に関する特例法の一部が改正されることに伴い、現在の外国人登録制度は廃止され、外国人の方も日本人と同様に住民基本台帳に記載されるようになります。（平成 24 年 7 月 9 日施行）

【改正のポイント】

- *対象は、適法に3カ月以上日本に在留する外国人の方です。
 - *外国人登録証明証に替わり、在留カード等が交付されます。
 - *在留カードの交付等は入国管理局が行います。住所地に関する届け出は市町村です。
 - *外国人の方も、住民票の写しが発行できるようになります。
 - *他市町村に住所を移す場合は、「転出届」が必要になります。
- 詳しくは、総務省・法務省・行方市のホームページをご覧ください。

【総務省ホームページ】・・・「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

【法務省ホームページ】・・・「入管法が変わります」・・・「日本に在留する外国人のみなさんへ

2012年7月 新たな在留管理制度がスタート」

問い合わせ先：玉造庁舎 総合窓口課（市民グループ）電話 0299-55-0111

（カード表面）



行方さくら周遊ネットワーク

問い合わせ
商工観光課（北浦庁舎）
電話 0291-35-2111

第8回オープンアート事業 行方アートさんぽみち

行方市を代表する芸術家の作品をアトリエや美術館で公開します。

画家：友水孝 モラ作家：黒田善子
グラフィックデザイナー：藤代範雄

期日 4月7日（土）～9日（月）

時間 午前10時～午後4時

場所 行方市沖洲

第21回 桜まつり～光の散歩道～

期間中ライトアップした桜を楽しんでください。公園から徒歩8分の「あそう温泉白帆の湯」もあわせてご利用ください。

期日 4月7日（土）～15日（日）

時間 午後6時～午後8時
（ライトアップの時間です）

場所 羽黒山公園

商店街まるごとアート

商店街のショーウィンドウ等にアート作品を展示します。

期日 4月5日（木）～10日（火）

時間 午前10時～午後4時

場所 玉造中央商店街

税金のお知らせ

差押の強化

市税は住民サービスを行う上で極めて重要な財源です。

東日本大震災における災害復旧をはじめ、福祉、医療、教育など、さまざまな市民サービスの提供は市税が主な財源の一つになっています。市税の滞納は市の財源を圧迫し市民サービスに支障を来すことになりかねません。

そのため、やむを得ない理由で納付できない方には納税相談を行っていますが、納付できるのに納付しない未納者には差押を強化しています。また、差押した不動産（田、畑、宅地など）や動産（バイク、自動車、船舶等）については公売による処分を実施しています。

【差押対象財産例】

預貯金



勤務先の給与



不動産



自動車



〇うっかり納付を忘れたときなどは24時間利用ができるコンビニ用納付書などもございますので収納対策課へご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

平成24年4月1日から

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」が外来療養でも使えます

従来は入院療養等で、患者さんが医療機関等の窓口で高額な負担がないように「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で提示すれば自己負担限度額の支払いですんでいました。

平成24年4月1日から入院療養等に加えて、外来療養等にも同一の医療機関での同一月の窓口負担を自己負担限度額の支払いにとどめるように改正されます。

外来での支払いが自己負担限度額を超えるような場合は、事前に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。現在交付されている方はそのまま認定証が使用できます。

問い合わせ 国保年金課（玉造庁舎）

電話 0299-55-0111

Q 対象となる医療機関は？

A 保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所などで受けた保険診療が対象（柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージは対象外）

Q 同一の月に複数の医療機関等を受診したら、どうなるのか？

医科・歯科はどうか？

A それぞれの医療機関等ごとに外来の高額療養費を算定します。同一の医療機関に併設された医科・歯科は別々に算定されます。合算ができないため、後日高額療養費の申請により償還払いになります。

Q 一つの薬局で複数の医療機関の処方せんがある場合はどうか？

A 同一の医療機関からの処方せんで調剤されたものが合算になります。

Q 同一月に同一の医療機関で入院と外来があった場合はどうか？

A 入院と外来は別々の取扱いとなり、後日申請により高額療養費の差額分を償還払いになります。

Q 月途中で認定証の交付を受けた時はどうなるのか？

A 翌月からの適用になります。必ず医療機関等に提示してください。